空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備	縮尺		
	位置		
制御図	空気調和設備	空気調和設備の制御方法	
	空気調和設備以外の機械換気設備	空気調和設備以外の機械換気設備の制御方法	
	照明設備	照明設備の制御方法	
	給湯設備	給湯設備の制御方法	
	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備の制御方法	
（は）機器表	空気調和設備	空気調和設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法	
	空気調和設備以外の機械換気設備	空気調和設備以外の機械換気設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法	
	照明設備	照明設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法	
	給湯設備	給湯器の種別、位置、仕様、数及び制御方法	
		太陽熱を給湯に利用するための設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法	
		節湯器具の種別、位置及び数	
	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法	

2　前項の表の各項に掲げる図書に明示すべき事項を同項に規定する図書のうち他の図書に明示する場合には、同項の規定にかかわらず、当該事項を当該各項に掲げる図書に明示することを要しない。この場合において、当該各項に掲げる図書に明示すべき全ての事項を当該他の図書に明示したときは、当該各項に掲げる図書を同項の計画書に添えることを要しない。

3　第一項に規定する所管行政庁が必要と認める図書を添付する場合には、同項の規定にかかわらず、同項の表に掲げる図書のうち所管行政庁が不要と認めるものを同項の計画書に添えることを要しない。

4　法第十五条第二項において読み替えて適用する法第十二条第一項の規定により登録建築物エネルギー消費性能判定機関に建築物エネルギー消費性能確保計画（住宅部分の規模が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成二十八年政令第八号。次条において「令」